

石綿処理に係る特記仕様書

北区 営繕課

目 次

第1章 一般事項.....	- 1 -
1.1 適用範囲（標準仕様書 29.1.1）.....	- 1 -
1.2 施工一般（標準仕様書 29.1.3）.....	- 1 -
1.3 事前調査（標準仕様書 29.1.4）.....	- 1 -
1.4 石綿粉じん濃度測定（標準仕様書 29.1.5）.....	- 2 -
1.5 事前教育.....	- 3 -
1.6 石綿撤去後の結果報告.....	- 3 -
第2章 共通事項.....	- 4 -
2.1 専門工事業者（標準仕様書 29.2.1）.....	- 4 -
2.2 表示および掲示（標準仕様書 29.2.6）.....	- 4 -
2.3 保護具等（標準仕様書 29.2.8）.....	- 4 -
第5章 石綿含有成形板の除去.....	- 4 -
5.1 石綿含有形成板等の除去（標準仕様書 29.5.1）.....	- 4 -
5.2 工法（標準仕様書 29.5.2）.....	- 4 -
5.3 除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分（標準仕様書 29.5.3）.....	- 5 -
5.4 確認及び後片付け（標準仕様書 29.5.4）.....	- 5 -

※本特記仕様書の本文中における□印および■印については、■印を適用とする。

第1章 一般事項

1.1 適用範囲（標準仕様書 29.1.1）

(1) この特記仕様書は、「令和5年版 東京都建築工事標準仕様書」（以下、「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。この特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書により施工する。

(2) この特記仕様書は、「大気汚染防止法」及び「労働安全衛生法」に基づく石綿を含有する、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等（石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材）及び石綿含有成形板（以下、「石綿含有建材」という。）を使用する建築物その他の施設の解体又は改修工事（以下「石綿含有建築物解体等工事」という。）を施工する場合に適用する。

石綿含有建材はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の0.1%を超えて含有する物をいう。

石綿含有建材の種類は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材で「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（東京都環境局）による。当該マニュアルは東京都環境局のホームページに掲載されている最新版を参照すること。

なお、既に封じ込まれている吹付け石綿等も、石綿含有吹付け材と同様の扱いとする。

1.2 施工一般（標準仕様書 29.1.3）

施工に当たっては、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）、「労働安全衛生法」（昭和47年 法律第57号）、「石綿障害予防規則」（平成17年厚生労働省令第21号）、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年条例第215号）、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（環境局）等、石綿処理に関する諸法令等を遵守し、第三者に危害を及ぼすことのないように施工する。諸法令の適用及び運用は受注者の負担と責任において行う。

1.3 事前調査（標準仕様書 29.1.4）

(1) 工事対象である建築物その他の施設等において使用されている石綿含有建材の使用状況（材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。）を設計図書等及び現場目視によって調査し、記録する。

(2) 受注者は、作業の届出に必要な書類等の関係官庁への提出について遅滞なく行う。

(3) 受注者は、「大気汚染防止法」に基づく届出（特定粉じん排出等作業実施届書）又は「東京都環境確保条例」に基づく届出（石綿飛散防止方法等計画届出書）に必要な資料を作成し、監督員に届出の記載内容の説明を行うとともに、提出に協力する。

(4) 受注者は、事前に「石綿障害予防規則」第4条に定められた事項を盛り込んだ施工計画書を作成、監督員に提出し、承諾を得た後に施工する。また、資格証明書及び工事経歴書の写しを施工計画書に添付する。その実施内容を監督員に報告する。

(5) 石綿処理に関する調査、作業等については、諸法令等の遵守に加え、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（東京都環境局）の最新版に準拠する。

(6) 調査報告書の貸与は次による。

□

※ 試料採取に際して、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修すること。

分析方法は次による。[平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号（厚生労働省）（令和 3 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 18 号により一部改正）参照]

- ☐ JIS A 1481-1(定性分析)
- ☐ JIS A 1481-2(定性分析)
- ☐ JIS A 1481-3(定量分析)
- ☐ JIS A 1481-4(定量分析)
- ☐ JIS A 1481-5(定量分析)

「分析を行う者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）の「調査を適切に行うために必要な知識を有する者」に関する記載を参考とする。

☐ 本工事であらかじめ分析調査を指定する箇所は次による。

材料の種類	使用箇所		備考
	室名	部位等	

事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所に報告する。また、報告した旨を示す資料（事前調査結果報告（区役所）、事前調査結果等報告（労働基準監督署））及び事前調査結果の発注者への説明資料を監督員に提出すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

（参考）

【報告対象となる工事】

- ① 解体部分の床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込 100 万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込 100 万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

(7) 事前調査の結果について、法令に基づき、定められた大きさの掲示板を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する。

1.4 石綿粉じん濃度測定（標準仕様書 29.1.5）

(1) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去工事を施工する場合は次による。

ア 受注者は、工事の場所の敷地の境界線のうちで、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築

令和 5 年度：

特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修昇降機設備工事

物その他の施設の周辺4方向の図示による場所について、作業前、作業中、作業後の浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。

測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」(環境省)による。

※ 作業前の測定は、現場周辺のバックグラウンド濃度を把握するため実施する。

※ 作業中の測定は、除去工事の作業期間が6日を超える場合、6日ごとに1回以上行う。また、二区画以上の施工区画にわたって行われる場合、施工区画ごとに行う。

イ 施工区画の隔離状況等を把握するため、図示による次の地点において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。

☐ 施工区画内

☐ 除去作業中の前室の入口など、施工区画直近の外周

測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」(環境省)による。

(2) 石綿含有成形板の除去工事を施工する場合は、次による。

■ 目視による監視を実施する。

☐ (1)による浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。

(3) (1)又は(2)の浮遊石綿濃度を測定する場合の、測定時期、測定場所及び測定箇所数は次による。

☐ 図面による。

☐ 次の表による。

測定場所	測定時期(回)			測定箇所数(地点)	備考
	作業前	除去作業中	作業後		
敷地境界					
施工区画内		※1	※2		※1 特に石綿濃度が高くなる恐れ等がある場合。 ※2 作業後の測定は隔離用シート撤去前に行う。
施工区画直近の外周					
・					

なお、測定機関は、「作業環境測定法」(昭和 50 年法律第 28 号)に基づき都道府県労働局に登録されている第三者の作業環境測定機関が行うものとし、施工計画書に記載する。

1.5 事前教育

受注者は、石綿含有建築物解体等工事に従事する作業員等に対して、事前に「石綿障害予防規則」第 27 条に基づく特別教育を行い、その実施内容を監督員に報告する。

1.6 石綿撤去後の結果報告

受注者は、石綿撤去等が終了したら、その結果を遅滞なく監督員に書面で報告をして提出をする。

第2章 共通事項

2.1 専門工事業者（標準仕様書 29.2.1）

「工事に相応した技術を有することを証明する資料」については、次の要件を全て満たすことができる技術を証明する資料をいう。

- ① 除去工事に際し、作業場に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿を含む）をおよそ10本以下とすることにより、汚染を制御する技術を持っている。
- ② 除去処理工事終了後に、作業場における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保できる技術を持っている。
- ③ 除去工事中の作業者は関連法令等に則り作業を行う等のほか、施工中に発生の恐れがある事故を想定して、その対策を講じることにより、安全を確保する技術を持っている。

また、施工実績等も含める。

なお、「吹付け石綿粉塵飛散防止処理技術」については、「建設技術審査証明事業」の取得に際して使用した資料も含める。

2.2 表示および掲示（標準仕様書 29.2.6）

事前調査等、法令に基づき実施する掲示については、法令等に定められた大きさ及び見やすい場所に掲示する。

2.3 保護具等（標準仕様書 29.2.8）

石綿処理に関わる監督員等の保護具を処分する場合は、関係法令に従い適切に行う。

第5章 石綿含有成形板の除去

5.1 石綿含有成形板等の除去（標準仕様書 29.5.1）

建物外部の石綿含有成形板を除去する場合は次による。

ア 対象箇所の周囲を当該部分より高い位置まで防じんシート等で囲う。

イ 除去作業者には、呼吸用保護具、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。ただし高所作業等で防護メガネの着用が視界を妨げる等、安全確保に支障がある場合はこの限りではない。

5.2 工法（標準仕様書 29.5.2）

（ア）湿潤化の方法は次による。

■ 湿潤剤（粉じん飛散抑制剤）の噴霧による湿潤化

□ 水噴霧による湿潤化

□ 散水による湿潤化

※ 石綿含有材料を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過その他の適切な処理を行う。

※ 「手ばらし」とは、石綿含有成形板の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破碎して現位置より除去することをいう。一般的には破壊しなければ飛散はないが、やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で作業する。

5.3 除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分（標準仕様書 29.5.3）

(ア) 運搬するまで、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め他の内装材と区別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止の措置をする。また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物(アスベスト成形板)であることの表示を行う。

(ウ) ア 石綿含有せっこうボードの処分は標準仕様書「1.1.16(2) キ」により、次の場所への搬出を想定している。

☐ 図面による。

☐ 石綿含有せっこうボード(管理型最終処分場)

住所 丁目..... 番..... 号

搬出距離 約..... km 搬出量 約..... m³ 搬出条件:.....

イ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分は標準仕様書「1.1.16(2) オ」による。

5.4 確認及び後片付け（標準仕様書 29.5.4）

(1) 除去が完了したことの確認は、関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等が行う。

なお、監督員の立ち合いは下記による。

☒ あり

☐ なし